



野里学童育成クラブ

1. 事業の概要

年間予定開所日数 293 日

年間の予定利用者数（延べ人数） 学童入所登録者数（80名）

4月	5月	6月	7月	8月	9月
1125人	920人	1118人	1170人	1150人	1032人
10月	11月	12月	1月	2月	3月
1050人	984人	984人	897人	858人	1066人

延べ合計人数 12354人

- ・子どもが安心して過ごせる生活の場として、ふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子供の発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能になるように、自主性の向上、基本的な生活習慣の確立やいろいろな体験を通して、子供の健全な育成支援を行う。
- ・保護者と密接な連携をとり、野里学童育成クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、子どもに関する情報を家庭と共有し、保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事等を両立できるよう支援する。
- ・子ども自身への支援と同時に、学校等の関係機関と連携して、子供の生活の基盤である家庭での養育を支援する。
- ・豊かな人間性と倫理観を備えるため、必要な知識及び技術の向上のため自己研鑽に励む。

2. 年間事業計画内容

年間の行事、活動は別紙の年間事業計画の通り実施する。

令和年3度 野里学童育成クラブ年間事業計画

	日 (曜日)	行事、活動	活動内容
4月	1 (木) 2 (金)	・一年生歓迎会 大隅くんち体験活動	・レクレーション等を行い学童入所の一年生を歓迎します。体験活動を行います。
	3 (土)	・自由遊び	・各自自由に遊具で遊んだり、外遊びをします。
	10 (土)	・おやつ作り	・おやつ作り (ホットケーキ)
	17 (土)	・避難訓練	・災害時の緊急避難訓練を行い、緊急時の行動、避難経路等の確認を行います。
	24 (土)	・(仮) 子どもまつり参加・壁紙作成	・こども祭りに参加し草スキーやいろいろなゲームで遊びます。壁紙の飾りつけ
5月	1 (土)	・自由遊び	・各自自由に遊具で遊んだり、外遊びをします。
	8 (土)	・制作活動 (母の日プレゼント制作)	・お母さんへの感謝のメッセージカードを作成します。母の日 5/9 (日)
	15 (土)	・お出かけ (流鏝馬公園)	・やぶさめ公園にて遊具で遊んだり、外遊びやお弁当を食べます。
	22 (土) 29 (土)	・おやつ作り・農業体験	・おやつ作り (フルーツゼリー)・サツマイモの苗の植え付けを体験します。
6月	5 (土)	・お出かけ (やなぎ公園)	・お出かけ (やなぎ公園) にて遊具で遊んだり、外遊びやお弁当を食べます。
	12 (土)	・壁紙作成	・壁紙の飾りつけを作成します。
	19 (土)	・制作活動 (父の日プレゼント制作)	・お父さんへの感謝のメッセージカードを作成します。父の日 6/20 (日)
	26 (土)	・(仮) 3学童合同交流会	・おおすみくちで3学童合同で体験活動を行います。
7月	3 (土)	・制作活動 (七夕)	・短冊に願い事を書き飾りつけをします。
	10 (土)	・壁紙作成	・壁紙の飾りつけを作成します。
	17 (土)	・お出かけ (やなぎ公園)	・やなぎ公園にて遊具で遊んだり、外遊びやお弁当を食べます。
	24 (土) 31(土)	・おやつ作り・収穫体験	・おやつ作り (かき氷) を作ります。スイートコーンの収穫を体験します。
8月	7 (土)	・(仮) 鹿屋市夏祭り (踊り連)	・希望者は敬心グループの一員として鹿屋市の踊りに参加をします。
	14 (土)	・おやつ作り	・おやつ作り (かき氷) をします。
	19 (木)	・スイカ割り大会	・学童のみんでスイカ割りをします。
	20 (金)	・(仮) 夏休み学童児童スポーツ交流会	・大隅地区学童対抗のドッジボール大会に参加。串良プールで水遊びをします。
	21 (土)	・水遊び	・学童のみんで水遊びをします。
	27 (金) 28 (土)	・(仮) 宿泊体験 8/27 (金) 8/28 (土)	・おおすみくち家を利用し1泊の宿泊体験をします。
9月	4 (土)	・自由遊び	・各自自由に遊具で遊んだり、外遊びをします。
	11 (土)	・おやつ作り (かき氷)	・おやつ作り (かき氷) をします。
	18 (土)	・制作活動 (敬老の日用)	・敬老の日 9/20 (日) のプレゼントの作成をします。
	25 (土)	・収穫体験	・サツマイモの収穫を体験します。
10月	2 (土)	・おやつ作り	・おやつ作り (大学芋)
	9 (土)	・壁紙制作	・壁紙の飾りつけを作成します。
	16 (土)	・避難訓練	・災害時の緊急避難訓練を行い、緊急時の行動、避難経路等の確認を行います。
	23 (土)	・大隅くんち体験活動	・体験活動を行います。
	30 (土)	・ハロウィンパーティー	・ハロウィン飾りを作成し、ハロウィンパーティーをします。
11月	6 (土)	・(仮) 合同バス遠足	・保育園・学童合同でバス遠足に行きます。
	13 (土)	・制作活動	・壁紙の飾りつけの作成を行います。
	20 (土)	・自由遊び	・各自自由に遊具で遊んだり、外遊びをします。
	27 (土)	・おやつ作り (ホットケーキ)	・おやつ作り (ホットケーキ) をします。
12月	4 (土)	・制作活動	・クリスマス会の飾りなどを作ります。
	11 (土) 18 (土)	・クリスマス会準備・3学童交流会	・クリスマス会の飾りつけをします。・3学童交流会 (ドッジボール) を行います。
	24 (金) 25 (土)	・クリスマス会	・クリスマス会の飾りつけをします。・ビンゴゲーム・歌などを歌って遊びます。
	28 (火)	・昼食作り・大掃除	・豚汁作りをします。感謝の気持ちを込めて学童の大掃除をします。
1月	4 (火)	・初詣	・小鳥神社で初詣をします。
	8 (土) 15 (土)	・自由遊び	・各自自由に遊具で遊んだり、外遊びをします。
	22 (土)	・おやつ作り (クレープ)	・おやつ作り (クレープ) をします。
	23 (日)	・(仮) 菜の花マーチ参加	・菜の花マーチに保護者と一緒希望者は参加します。
	29 (土)	・お出かけ (やなぎ公園))	・やなぎ公園などに出かけ外遊びをします。
2月	5 (土)	・お出かけ (やなぎ公園)	・やなぎ公園で外遊びをします。
	12 (土)	・自由遊び	・各自自由に遊具で遊んだり、外遊びをします。
	14 (月)	・新年度学童入所申込書配布	・野里小・野里保育園などに配布する。(新年度入所申込受付開始) 2/14月～随意時
	19 (土)	・野里学童なわとび大会	・野里学童のみんでなわとび大会をします。
	26 (土)	・おやつ作り (フルーツサンド)	・おやつ作り (フルーツサンド)
3月	5 (土)	・おやつ作り	・おやつ作り (クッキー)
	12 (土) 19 (土)	・制作活動卒業生のプレゼント作成	・卒業生にみんなで色紙に寄せ書きなどをしてプレゼントの作成をします。
	25 (金) 26 (土)	・お別れ会・お別れバス遠足	・お別れ会をします。一年の最後の思い出にバスで遠足に行きます。
	25 (金～31木)	・学童無料体験期間 (随時) 及び見学	・新規学童入所の方は無料体験を受け入れます。見学は随時行っております。
	30 (水) 31 (木)	・一年生歓迎会準備	・学童のみんで一年生歓迎会の準備を行います。



(就労移行、就労継続 B 型)

令和 3 年度 自立支援センター太陽の丘事業計画書

- 1、事業運営基本計画
 - ① 利用者の人数の確保と安定を図る。
 - ② ひまわり農苑と連携をとり、工賃アップにつなげます。
 - ③ 児童センター・ダイナミック・ケイシン等と今後とも契約をとり、作業ができるようにします。

- 2、利用者の処遇
 - ・ 利用者の個別支援計画に沿って支援を行い、利用者からの相談や連絡等があった時は、支援員同士で同じ答えが出せるようにします。
 - ・ 利用者の相談員や家族と連絡を取り合い、連携が取れるように支援します。
 - ・ 就労を希望する利用者には、ハローワークへの同行等を実施し、就労先を一緒に捜し、一般就労に向けた支援を行います。
 - ・ 施設外就労を行い、農作業の知識や技術を身に付けさせ、就労につなげられるように支援します。
 - ・ 目標工賃達成指導員を配置し、手厚い人員体制を持って、目標工賃の達成に向けた取り組みを行います。
 - (1) 生活指導・・・買い物等を通して、お金の使い方・大切さを学んでもらいます。
また、生活上の習慣や技能を身につけるための支援を行います。
 - (2) 食事・・・・食事提供加算対象者は、一人 300 円で健康に配慮した食事を提供します。
 - (3) 環境の整備・・・雨靴を置いたり、洗ったり、また歯磨きや休憩が出来るような場所、また雨の日でも作業ができるように建物を作りたいと思います。
 - (4) 事故防止・・・事故やけがのないように声掛け・見守りをおこないます。

- 3、健康管理 利用者との朝礼時に一人一人の顔色や健康状態の把握を行い、声掛け・見守りを行います。

- 4、防災計画 年 2 回、9 月と 2 月に防災訓練を行っています。

- 5、日課 朝礼・日誌記録・サービス提供記録・実績記録



令和3年度年間行事予定及び事業所内勉強会予定

	自立支援センター	事業所内勉強会	ひまわり農苑との連携	グループホーム
4月	レクリエーション(お花見)	新・報酬改定の勉強会	・しその植え付け ・さつま芋の定植 ・ほうれん草収穫及び管理(ハウス)	
5月	レクリエーション(ゴールデンウィーク)	虐待防止法研修会	・さつま芋の定植	防災訓練
6月	レクリエーション(市内予定) 鹿屋養護学校前期実習 防火管理者講習	食中毒研修	・梅の収穫 ・ブルーベリー畑の管理 ・田植え	
7月	ネットワーク会議研修① 働く部会研修① 消防設備法点検(1回目)	就労支援研修会	・ブルーベリーの収穫 ・田んぼの管理	消防設備法点検①
8月		食品衛生研修会	・ブルーベリーの収穫 ・田んぼの管理	
9月	レクリエーション(鹿屋養護学校運動会) 就職面接会 防火訓練① 強度行動障害研修	防災に関する研修会 地震・土砂災害・台風災害等	・さつま芋の収穫 ・ブルーベリー追肥	
10月	鹿屋養護学校後期実習	ノロウイルス・嘔吐下痢研修	・さつま芋の収穫 ・稲刈り	
11月	レクリエーション(農業まつり) かやの郷創業祭見学	コロナウイルス研修 1	・菊芋収穫	防災訓練
12月	クリスマス会 虐待防止研修	コロナウイルス研修 2	・菊芋収穫 門松づくり ・ブルーベリー剪定	
1月	レクリエーション(初詣) 消防設備法点検(2回目)	来年度に向けた支援の取り組み について	・菊芋収穫	消防設備法点検②
2月	豆まき 鹿屋養護学校ふたば祭見学 ネットワーク会議研修 第一幼児短期大学生実習	来年度の作業計画	・菊芋収穫 ・さつま芋伏せこみ ・じゃがいもの種植え	
3月	防災訓練② 働く部会研修会②	書類整理等の研修会 ・記録の書き方等	・ブルーベリー剪定 ・菊芋種植え ・菊芋加工	



令和 3 年度 グループホーム太陽の丘 事業計画書

- 1 事業運営基本計画
- ①利用者様の人数の確保と安定を図る。
 - ②利用者様が安心して生活できるように環境整備を行う。
 - ③自立に向けて生活訓練をする。
- 2 利用者の処遇
- (1) 生活指導：洗濯・掃除等、各自で行えるように支援・指導を行います。
 - (2) 食事：世話人と一緒に献立を考え、各自分担しながら料理作りが行えるように支援します。
 - (3) 環境の整備：天候に気を付けながら換気を行い、天気の良い日はベランダに布団や洗濯物を干すなど、快適な生活ができるように必要に応じて声掛けを行います。
 - (4) 事故防止：事故やけがのないように声掛け・見守りをを行います。
 - (5) 休日：休みの日の過ごし方を考え、買い物や食事などで余暇を充実できるように支援します。
- 3 健康管理 利用者様のお一人おひとりの健康状態を把握します。また、状況に応じて声掛け・見守りを
行います。受診が必要な方には、病院への送迎や付添いをします。
- 4 防災計画 年に 2 回共生型地域自立支援センター太陽の丘全体で防災訓練を行います。
- 5 職員名簿

職 名	人数	氏 名	資 格
管 理 者	1 名	桑山 靖子	調理師
サービス管理責任者	1 名	有村 麻衣	介護福祉士
世 話 人	3 名	有村 麻衣 山口 昭夫 結城 康文	介護福祉士
生活支援員	2 名	山口 昭夫 結城 康文	



令和3年度事業計画（案） 太陽の丘相談支援事業所

1 目的

主に、障がい者、障がい児（以下「利用者」という）及びその家族に対し、利用者と家族に関する不安を少なくし、将来自立した社会生活を営むことができるよう、ニーズの整理及び情報の提供、障害児支援利用計画・サービス利用計画作成、サービスの調整等の適切な相談支援を行うことを目的とする。

2基本方針 ①発達相談を通して子育てを支援できるよう、障害の有無にとらわれず家族の不安と悩みを受け入れ、子ども取り巻く環境に十分配慮する。

②利用者のニーズを把握及び整理し、子どもの発達、障害の程度や心身の状況、又は置かれている環境等に配慮しながら、より良い障害児支援利用計画・サービス利用計画を作成し、必要なフォーマル・インフォーマルサービスを繋ぐ支援を行うとともに、そのサービスの調整を図る。

③困難事例を通して見えてくる課題を整理し、地域自立支援協議会への提言を行い、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。

3 重点目標 ①サービスの質の向上 イ 相談員の面接技法等の向上により、利用者のニーズを的確に把握する。 ロ ニーズに沿ったサービスを提供し、またモニタリングを行うことにより検証を図る。

②苦情解決窓口の充実と対応 イ 苦情解決窓口の設置により利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応する。 ロ 利用者等からの苦情に関して市町が行う調査に協力し、助言に従って必要な改善を行う。

③虐待の防止 イ 利用者等に対しての虐待、拘束等について防止する。 ロ 児童虐待防止法及び障害者虐待防止法の定義に基づき虐待を発見した場合には、速やかに市町に通報する。

④関係機関やサービス提供事業所との連携 各関係機関と適時連絡を取り合うことにより連携を密にしていく。（各関係機関：市町、障害福祉サービス事業所、保健医療機関、保育園・幼稚園・学校、児童相談所等）

⑤緊急時の対応 利用者の緊急時は利用者連絡先一覧表の連絡先を活用し、緊急時対応マニュアルに沿って適切に対応するよう努める。（主治医や医療機関への連絡・搬送、家族・関係事業所・行政等への連絡）

4 従業者の努力目標

①研修会等への積極的な参加と自己研鑽に努め、専門職としての資質の向上に努める。

②利用者や家族、地域、又は各関係機関との信頼関係を深める。

③利用者の家族機能の健全化を図ることにより、地域での生活の基盤づくりに努める。

④協調の精神と和（チームワーク）を大切に、法人職員間の連携を密にする。

⑤当事業所職員を含む法人職員さらに地域の関係機関に、障害児支援利用計画・サービス利用計画作成の意義を説明し、理解と協力を求める。



5 指定相談支援事業の内容

①指定特定相談支援事業 サービス利用支援： 障害福祉サービスを利用しようとする方に対して、サービス等利用計画の作成を行い、サービス事業者等との連絡調整を行う。 継続サービス利用支援： 定期的に利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行う。

②障害児相談支援事業 障害児支援利用援助： 障害児通所支援を利用しようとする方に対して、障害児支援利用計画の作成を行い、サービス事業者等との連絡調整を行う。 継続障害児支援利用援助： 定期的に利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行う。

③基本相談 全ての、発達に不安をかかえる子どもとその家族に対し、基本的な相談支援を行う。

令和3年度 相談支援事業所 太陽の丘 事業計画（案）

月	行事・活動	内容
4月	○改正制度の理解 ○特定事業所会議	各種制度についての改正点などを確認、理解する。
5月	○障害者支援の理解 ○事例検討・特定事業所会議 ○アセスメント様式検討	障害者に対する支援の仕方について学ぶ。アセスメント様式の見直し、改善。
6月	○虐待防止についての理解 ○特定事業所会議	障害者虐待防止法について理解を深める。
7月	○障害者福祉サービスの理解 ○特定事業所会議・事例検討	障害者福祉サービスについて理解を深める。
8月	○障害者の就労についての理解 ○特定事業所会議・事例検討	障害者の就労について、実際の事例等も含めて理解する。
9月	○障害者の疾病についての理解 ○特定事業所会議・事例検討	身体・知的・精神など様々な疾病についての理解を深める。
10月	○個人情報についての理解 ○特定事業所会議・事例検討	個人情報保護法などについての理解を深める。
11月	○苦情受付・相談についての理解 ○特定事業所会議・事例検討	苦情相談の対応などについての理解を深める。
12月	○権利擁護についての理解 ○特定事業所会議・事例検討	権利擁護について理解を深める。
1月	○感染症についての理解 ○特定事業所会議・事例検討	感染症(インフルエンザやノロウイルスなど)についての理解を深める。
2月	○防災についての理解 ○特定事業所会議・事例検討	防災についての理解を深め、日頃の業務に役立てる。
3月	○業務の見直し ○特定事業所会議・事例検討	業務全般について見直し、改善する。各種制度についての改正点などを確認、理解する。



令和3年度 デイサービス太陽の丘 事業計画書

- 1 所在地 〒893-0057 鹿児島県鹿屋市今坂町12557-1
- 2 利用定員 18名
- 3 職員定数 2名以上（利用人数に応じて）
- 4 事業開始年月日 2013年（平成25年）4月1日

5 事業運営基本計画

- (1) 社会福祉法人敬心会が開設する地域密着型通所介護事業所及び介護予防通所介護相当サービス事業所「デイサービス太陽の丘」（以下「事業所」という）が行う地域密着型通所介護事業及び介護予防通所介護相当サービス事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるとともに、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
- (2) 介護予防通所介護相当サービス利用者の保険者である鹿屋市が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1頁に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施する場合においては、「地域における医療及び介護の総合的な確保をするための関係法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法における介護予防通所介護相当サービスに相当するサービスとして、総合事業において実施される通所型サービスを行う。（以下「介護予防通所介護相当サービス」という。）

6 利用者の処遇

- (1) 生活指導
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。
- (2) 給食
食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行う。
- (3) 環境の整備
従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
- (4) 事故防止
本事業所は、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。

7 健康管理

指定通所介護事業所の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。



防災計画

事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

9 日課

- ・ 利用者迎え
- ・ お茶・健康チェック（血圧、体温、脈拍測定）
- ・ 入浴・趣味活動
- ・ 昼食準備、音読、嚙下体操
- ・ 昼食、口腔ケア
- ・ レクリエーション、趣味活動、機能訓練
- ・ お茶、おやつ
- ・ 利用者送り

10 職員名簿

職名	氏名	前歴	資格	年齢
施設長	桑山 靖子			
管理者	尾前 伸太郎		居宅介護支援専門員・介護福祉士	
生活相談員	河村 忠臣		初任者研修・介護福祉士	
〃	清水 智巳		初任者研修・介護福祉士	
〃	久米 久美子		初任者研修	
〃	大浦 亜莉沙		初任者研修	
〃	松永 昌子		看護師	

11 資金計画

別紙参照



2021年度(令和3年度) デイサービス太陽の丘 行事計画書

月	行事・活動	内 容
4月	お花見・誕生会	お花見(車窓):吾平山稜等(天候に応じてドライブに変える。) ・誕生会
5月	端午の節句・バラ見学・母の日・誕生会	バラ見学:かのやバラ園 母の日:色紙でカーネーションを作成 ・誕生会
6月	あじさい見学・誕生会	荒平近辺のあじさい園(車窓)見学 ・誕生会
7月	七夕飾り作成・誕生会	七夕飾りを作り、竹に結びつける。 ・誕生会
8月	夏祭り・誕生会	出店(たこ焼きやカキ氷) ・誕生会
9月	敬老会・誕生会	敬老会 ・誕生会
10月	運動会・誕生会	運動会 ・誕生会
11月	コスモス見学・誕生会	かのやバラ園 ・誕生会
12月	クリスマス会・誕生会	クリスマスプレゼント ・誕生会
1月	初詣・書初め・誕生会	神社参り・書初め ・誕生会
2月	節分豆まき・誕生会	豆まき・恵方巻き ・誕生会
3月	ひなまつり・誕生会	ひなまつり壁紙製作 ・誕生会



令和3年度 有料老人ホーム太陽の丘 事業計画書

- 1 所在地 〒893-0057 鹿児島県鹿屋市今坂町12557-1
- 2 利用定員 16名（15室）
- 3 職員定数 2名（日勤1名・夜勤1名）
- 4 事業開始年月日 2013年（平成25年）4月1日
- 5 事業運営基本計画
入居者、同居者並びに来訪者が快適で心身とも充実、安定した生活を営むことの資するとともに、ホームの良好な生活環境を確保することを目的とします。
- 6 利用者の処遇
 - (1) 生活指導
入居者の生活全般に関する諸問題について相談や助言を行います。
 - (2) 給食
原則として毎日1日3食を提供する体制を整え、必要な職員を配置します。
 - (3) 環境の整備
ホームは、居室等を定期的に検査し、保全上必要と認められた時は、ホームが設置したものについては自ら補修します。入居者等はホームが行う維持・補修に協力するものとします。ただし、入居者等が故意又は過失或いは不当な使用により居室等を損傷または汚損したときはこれらの補修に要する費用は入居者の負担とします。
 - (4) 事故防止
本事業所は、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。
- 7 健康管理
協力医療機関を定め、協力医療機関において適切な治療が受けられるよう、必要な協力を行います。
- 8 防災計画
事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- 9 日課
 - ・ お茶・健康チェック（血圧、体温、脈拍測定）
 - ・ 入浴・趣味活動
 - ・ 昼食準備
 - ・ 昼食、口腔ケア
 - ・ 静養
 - ・ お茶、おやつ
 - ・ 夕食



0 職員名簿

職 名	氏 名	前 歴	資 格	年 齢
施設長	桑山 靖子			
管理者	川田 太			
生活相談員	石川 義浩		初任者研修・介護福祉士	
介護職員	田野邊 明美		初任者研修	
〃	川田 太陽			
〃	中園 サトミ		介護福祉士	
〃	野条 セツ子		介護福祉士	

1 1 資金計画

別紙参照



令和3年度上半期運営計画書

令和3年4月～令和4年3月

地域密着型通所介護事業所

住宅型有料老人ホーム

太陽の丘



試算書

地域密着型通所介護事業所 太陽の丘

【令和3年度目標予算】（修正前）

内部登録者数	15名
外部登録者数	16名
一日平均利用者数	約13.3名
稼働率	約74.5%
年間介護報酬総額	31,778,000-
食事代	2,115,000
処遇改善加算（特定以外）	1,874,000

【令和3年度目標予算】（看護職員不在による下方修正）

内部登録者数	15名
外部登録者数	12名
一日平均利用者数	約11.7名
稼働率	約65.4%
年間介護報酬総額	28,834,000
食事代	2,013,522
処遇改善加算（特定以外）	1,701,250
年間事業収入総額	32,837,868
事業活動支出計（前年度）	17,389,827

住宅型有料老人ホーム 太陽の丘

【令和3年度目標予算】

居住費収入	6,042,000
食費収入	5,190,420
管理費収入	1,368,000
その他収入（電気代等）	1,368,000
年間事業収入総額	13,968,420
事業活動支出計（前年度）	24,417,256

【両事業所における事業収入総額】 46,806,288

【両事業所における事業活動支出総額（前年度）】 41,807,083

令和2年11月作成（令和3年2月修正）



運営計画書

下記3つの工程を充実させ、他事業所と同等以上の環境を整備します。

① リラクゼーション拡充工程

物療機器を導入し、利用者様の満足度を充足します。

工程期間：購入次第（令和2年11月～）

② 機能訓練拡充工程

平成27年度介護報酬改定に基づく個別機能訓練体制を実施

利用者・家族・ケアマネジャーのニーズに応えられる環境整備

工程期間：準備・教育期間（令和2年12月～令和3年2月）

：実施・稼働期間（令和3年3月～）

③ レクリエーション拡充工程

現在実施している集団レクに自己選択・自己決定型レクを追加導入

小畑、プランター農園等を整備し利用者主体による園芸環境整備

工程期間：整備次第

具体策

① リラクゼーション拡充

導入経費： ○ドクターメドマー（空気圧を利用し下肢加圧マッサージ）

○ホットバック（患部を温める事で血流を促進し疼痛緩和）

※別途見積書

② 機能訓練拡充

導入経費： ○機能訓練用資材（握力、TUG、開眼片足立、5m歩行測定資材）

※別途一覧（必要に応じ順次）

○自作部材費（自作可能な訓練機器は自作）

○その他

③ レクリエーション拡充

導入経費： ○小畑整地費用

○その他



別紙

営業計画

令和2年12月

- ① 物療機器の導入後、ケアプランのサービス内容に追加して頂く旨の依頼を行う事で、既存利用者の担当ケアマネジャーに対してアピールの営業機会を得る（定員増含む）
新規利用者目標：2名以上

令和3年1月

- ② 機能訓練のモデルとなる利用者を選定。実際に訓練を行っている様子を素材に広報誌作成し機能訓練の様子、物療機器利用の様子を家族、ケアマネジャーに報告
新規利用者目標：2名以上

令和3年2月～3月

- ③ 平成27年度改定に伴う厚労省作成書式（ほのぼのにて作成・管理）である通所介護計画書、個別機能訓練計画書への移行を進めていき、加算算定前に独自に機能訓練・評価を開始
新規利用者目標：2名以上

令和3年4月

- ④ 通所介護計画書を正式に厚労省版（ほのぼの作成）へ移行し各ケアマネジャーへ提出し最新書式に対応
新規利用者目標：1名以上

令和3年度～

- ⑤ ケアマネジャーとの密な連携を図り、毎月最低一人以上の新規利用者獲得を目指して営業活動を継続
新規利用者目標：約2名平均/月

・現在、毎月の実績や経過報告をFAXにて各ケアマネジャーへ報告しているが、今後は営業の機会と捉え、手配りに変更します。

令和2年11月作成（令和3年2月修正）



業務改善計画

課題1：現在入居者の衣服の洗濯をデイの提供時間内に、実施している

入居者からは管理費（洗濯含む）として料金を頂いているが、現行の有料の業務としてでは無くデイサービス業務として行っている事は矛盾しており、各利用者に計画されているケアプランにも記載されていない。有料老人ホームとしても、通所事業所としても現状のままは問題となる。

対策：入居者の洗濯物は外部委託（管理費から捻出）とし適切な運営に戻す。

具体策：高須タリーニング様と提携し、入居者あたり月三千元（500円/週）にて委託できないか調整中 実施済

課題2：現在職員は昼休憩を取らずに利用者と一緒に食事（昼食）している

利用者とのコミュニケーションが図れる事は有効的であるが、休憩時間が無い事は業務にメリハリがつかず、介護業務の質の低下に繋がっている

対策：業務シフト制を導入します

具体策：交代制を導入し業務と休憩の時間をしっかりと分担します 実施済

課題3：各利用者へ提供している食事について、アレルギー食等の対応が不十分

今後、外部利用者が増えていくにつれ、提供数・形態数、食材制限が多様となり更に慎重な対応が必須となるが、現時点でもアレルギー食等の代替食材の提供が出来ていない。

対策：口頭での人数のみの報告・連絡を書面にて連絡・共有に変更

具体策：日毎の食事提供予定利用者連絡帳を作成・運用します 実施済

課題4：現在帳票や計画書等、全てにおいて独自のエクセルデータにて情報管理・作成・

更新している為、作成業務は一人のみで行っており、生活相談員が3名配置されているが相談員業務は一人で行っている。利用者の情報が全て紙ベースのみであり介護業務ソフトはバイタル管理と実績請求業務のみの使用である事から、現状はソフトが無くても可能な運用である

対策：介護ソフトの活用

具体策：利用者情報管理、計画書作成等をほのぼの上で運用する事で、グループホーム、居宅、通所、有料老人ホーム間で双方向に情報共有化を図ります



令和3年度 居宅介護支援事業所太陽の家 事業計画

1、事業計画の基本方針

「居宅介護支援事業所太陽の家」は、基本理念及び基本方針に沿った運営を行うとともに、「住み慣れた地域でいつまでも」を念頭にできる限り地域生活が維持できるよう、利用者の声に耳を傾け、サービス提供事業者との連携を図ります。

2. 今年度の重点目標

- ・ 制度改正に伴い、法令を遵守し自立支援の理念のもとケアマネジメントを行います。
- ・ 介護事業所の特長や受入状況の把握に努め、適切なサービス提供につなげていきます。
- ・ 安定した利用者数を確保し居宅介護支援事業所の運営が継続できる様努力します。

3、介護報酬について

安定した介護報酬の確保のために、今後も情報収集並びに、利用者確保に努めて参ります。また介護請求における各加算の取り扱いにつきましては、適切にかつ遺漏のない様処理して参ります。

4、職員体制について

昨年度は介護支援専門員、併設介護サービス事業所兼務1名、管理者兼介護支援専門員1名体制でした。現在、関係機関より相談はありますが利用者様の受け入れ定員に達しており、担当を受ける事が難しい状況である為、今後、専従の介護支援専門員1名を採用し業務内容の充実、加算の取得、利用者確保に取り組み、他事業所と連携を図りながら地域に貢献してまいります。

5. 利用者確保の取り組み

地域福祉の拠点として、居宅介護支援を必要とする高齢者がその有する能力に応じて日常生活が送れるよう、地域の社会福祉協議会、自治会、長寿会、民生委員と連絡を密にし、かつ地域住民にとって有益な情報提供を図り、地域との結びつきを強化し、地域に根ざした福祉を実現することで利用者確保に努めます。

6、サービス提供計画

要介護者の状況と選択に基づき、適切な保健医療、福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供できるよう配慮します。また要介護者の意思及び人格を尊重し、常に相手の立場に立ってサービスを提供します。

7、従業者の研修計画

介護支援専門員の資質向上を図るため、研修計画を策定し、その研修計画に基づき積極的に研修に参加します。



8. 損害賠償責任保険の加入

財団法人介護労働安定センターの介護事業者賠償責任補償に加入して、賠償すべき事項が発生した事態に備えます。

9. 苦情解決

『社会福祉法人敬心会苦情解決規定』に基づき、利用者からの苦情に対し、適切な解決に努めます。

10.

10. 年間目標

ケアプラン件数

・令和3年2月現在

管理者兼介護支援専門員～要介護3 2件/月、要支援6件/月 合計38件

介護支援専門員兼通所介護管理者～ 要介護7件/月、要支援1件/月 合計8件

・令和3年度目標ケアプラン件数

ケアマネジャー一人当たり 要支援、要介護合計、月35件、年間420件

※目標設定の根拠

ケアマネジャー一人あたりの利用者定員は35件です。毎月、平均して約3～5%の利用者が一時的に入院・入所等して、給付実績につながらない利用者を考慮して、毎月実績97%維持を目指します。



令和3年度研修計画

居宅介護支援事業所 太陽の家 (R2.2.16現在)

実施月	日程	時間	内容	主催	参加費	場所	備考
令和2年	4月						
	5月		防災訓練 (事業所内)	社会福祉法人敬心会		共生型自立支援センター ター太陽の丘	
	6月		西部地区介護支援専門員連絡会	西部地区介護支援専門員 連絡会	無料	太陽の家又はZOOM	
	7月						
	8月						
	9月						
	10月						
	11月		防災訓練 (事業所内)	社会福祉法人敬心会		共生型自立支援センター ター太陽の丘	
	12月		西部地区介護支援専門員連絡会	西部地区介護支援専門員 連絡会	無料	太陽の家又はZOOM	
令和3年	1月						
	2月						
	3月		西部地区介護支援専門員連絡会	西部地区介護支援専門員 連絡会	無料	太陽の家又はZOOM	

・その他～・集団指導・制度改正研修 (年1.2回) ・介護支援専門員研修 (年2.3回) ・権利擁護、虐待研修 (年1回) ・認知症研修 (年1回) ・医療連携研修 (年1回) ・感染症研修 (年1回)



令和3年度

おおすみ障害者就業・生活支援センター 事業計画書（案）

センター長 江之口 博行

【運営の基本方針】

おおすみ障害者就業・生活支援センターは、障がいのある方が地域で安心して働き豊かに暮らしていけるよう、関係諸機関と密に連携し、就職に向けた支援、在職者への定着支援、事業主に対する助言など包括的な支援を実施します。

【業務内容】

- (1) 支援対象者への就職・定着に向けた支援
- (2) 事業主に対する支援
- (3) 基礎訓練及び職業準備訓練のあっせん
- (4) 職場実習のあっせん
- (5) 関係機関との連絡調整

【重点目標】

① 求職者への支援

- ・受託法人が変わったことによる、利用者や事業主への支援が滞ることなく、丁寧な支援を提供する。
- ・新規登録者が減少しており、結果として実習や雇用体験、就職者が減少していることを受け、ハローワークや市町、就労支援事業所を主とした就労系事業所等、病院等との情報交換などを強化し、新規相談者を増やす手立てを講ずる。
- ・これまでの求職者リストを見直しや、『就職に向けた勉強会』を開催し増加を図る
- ・アセスメントに基づいた個別支援計画を作成し、スタッフが共有することでスピード感を持って就職に向けた支援を実施する
- ・ピアサポート活動を3～4回実施することで、多様で効果的な就労支援を行う

② 在職者への定着支援

- ・働いている方が安定した就労・生活を送れるように「職場への定期的な訪問」、「電話や来所での相談」の実施を充実する。
- ・年3～4回 在職者向け研修や行事等を行い、仕事面、生活面の安定を図り、職場定着を図る

③ 関係機関との連携

《地域全体》

- ・はたらく部会（肝属地区障害者自立支援協議会）や就労支援ネットワーク会議を通して、地域の就労支援の課題解決に向けて取り組んでいく。

《機関別》

○就労支援事業所（B型/A型/移行/生活介護）

- …相談者の一般就労へ向けたトレーニングやアセスメントについて、スタッフ向けの研修会等を支援し、就労支援を一緒に考えることで、事業所の負担軽減を図る



○就労定着支援事業所

…相談者の安定した職業生活の継続のため、連携した支援を行う。

○医療機関

…相談が増加傾向にある精神疾患や発達障がい、高次脳機能障がい、若年性認知症や難病のある方々の支援に際して連携を図っていく。

○教育機関

…特別支援学校のみならず、一般高校などの障がいの有る方々の進路選択時における生徒や家族、先生方のサポートを行う。

※その他の関係機関とも、必要に応じて連携を図っていく

④ 就職希望者のアセスメント

- ・就職希望者のアピールポイントと配慮事項をしっかりと伝えられるようにアセスメントを実施する

〈相談者〉自己理解が深まり、自分に適した職業選択に繋がる

〈企業〉希望者の強みと配慮事項がわかりやすくなり、雇用の可能性が高まる

⑤ 企業支援

- ・障がい者雇用を検討していても不安があって踏み出せない企業も多いことから、障害に関する勉強会や業務創出、環境整備などの提案をすることで、雇用啓発を図る
- ・また、中途障がいや支援機関に繋がっていない方の相談にも対応し、働き続けられる環境を一緒に考えていく
- ・『企業における障がい者支援担当者交流会』を年2回程度開催し、担当者の個人的負担軽減と雇用環境整備の一助を担う

⑥ 求職者・在職者・企業の各支援において、困難事例に対応するため、年2～3回就労支援アドバイザーによる助言を得て、的確な就労支援ができるようスキルアップを図る

【連絡会議の開催】

センターの運営に関する様々な問題を専門的視野から提言し、事業推進を図ることを目的に連絡会議を設置する。構成員は各関係機関、学識経験者、当事者団体の代表とする。(年1回)

【巡回相談】

志布志市…志布志支所／毎月（第1水曜日午後）

曾於市…末吉本所、財部支所、大隅支所／毎月2回（水曜日午前）

曾於郡大崎町…大崎町役場／毎月（第3水曜日）

肝属地区内の各市町、志布志市内の有明庁舎／松山支所に関しては、肝属地区障がい者基幹相談支援センター、曾於地区障がい者等基幹相談支援センターで受けた際に就労の相談が有った場合、引き継ぎ支援体制を取る。